

○東海大学早期卒業に関する規則

(制定 2011年4月1日)

改訂 2013年4月1日 2021年4月1日
2023年4月1日 2024年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、東海大学学則第23条第2項に基づき、東海大学(以下「本学」という。)における早期卒業に関し、必要事項を規定するものである(以下「早期卒業制度」という。)

(適用)

第2条 早期卒業制度の適用となる学生は、本学に3年以上在学し、学部の定める卒業要件単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

2 再入学、編入学、転入学及び転学部・転学科をした学生は、早期卒業制度の対象とならない。

3 設置認可申請等、開設初年度の入学生に適用しない場合がある。

(早期卒業の要件)

第3条 早期卒業の認定を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 卒業に必要な単位を全て修得していること。
- (3) 各学部が別に定める早期卒業時の優秀な成績基準をすべて満たしていること。
- (4) 所定の学費を完納していること。

(早期卒業の時期)

第4条 早期卒業の時期は、第6 Semester 終了時(3年)、又は第7 Semester 終了時(3年半)とする。

(早期卒業の申請)

第5条 早期卒業制度の適用を希望する者は、次のとおり学期の所定の期間までに、「早期卒業希望申請書」を学長に提出しなければならない。

- (1) 第6 Semester 終了時(3年)に早期卒業を希望する場合は、第4 Semester 終了時に申請をすること。
- (2) 第7 Semester 終了時(3年半)に早期卒業を希望する場合は、第5 Semester 終了時に申請をすること。

2 前項の申請のうち、(1)の申請をした者が、(2)に変更をする場合は、第5 Semester 終了時まで、(1)の取消しと(2)の申請を行わなければならない。

3 前々項及び前項の申請をする際には、各学部が別に定める申請時の優秀な成績基準をすべて満たしていなければならない。

4 前項により早期卒業の申請があった者については、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを認め、卒業希望学期における卒業判定対象者として取り扱う(以下「早期卒業予定者」という。)

(学修指導)

第6条 学部学科等は、早期卒業予定者と認められた者に、早期卒業に関する適切な学修指導を行うものとする。

2 早期卒業予定者の履修登録上限単位数は、東海大学学修に関する規則第12条第3項の規定による。

(早期卒業の取消し)

第7条 早期卒業希望申請書を提出し許可を待つ者又は早期卒業予定者となった者が、早期卒業を希望しなくなった場合には、速やかに「早期卒業取消願」を提出しなければならない。なお、取消しの提出は、学位授与式前までとする。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、学部長会議の議を経て、稟議により承認を受けなければならない。

(所管)

第9条 この規則に関する事務は、学長室が所管する。

付 則

1 本規則は、2011年4月1日から施行し、2011年度入学生から適用する。ただし、改組改編等による新設学科・専攻・課程（名称変更を含む）における開設初年度の入学生には、適用しない。

2 本規則は、当面の間、本学大学院進学を目的とした学生に対して適用する。なお、大学院に進学した学生の成績等を検証した上で、この付則の廃止を検討する。

3 本学医学部及び健康科学部については、本規則を適用しない。

付 則 (2013年10月1日)

1 本規則は、2013年10月1日から施行する。

2 2012年度設置の国際文化学部デザイン文化学科は、国際文化学部の基準を適用する。

付 則 (2024年4月1日)

1 この規則は、2024年4月1日から施行する。

2 2011年4月1日制定時の付則第1項のただし書きの規定を廃止する。